

一般社団法人日本オンライン講師協会会員規約

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本オンライン講師協会（以下「本法人」という）は、以下の目的に期するために会員制度を設ける。

1. 先導的な教育・研修・学習の研究・実践の助成、支援及び普及広報活動。
2. オンライン教育研修講師の質的向上を目指す調査・研究、研修・講演会、オンライン講座の提供などの実施。
3. 会員の人材育成並びに資格能力の審査及び認証の実施。
4. 教育・研修・学習の事業に関する国内外の情報の収集及び提供。
5. 会員への「集合・オンライン統合型プラットフォーム」、教材制作など関連サービスの提供及びビジネス機会の提供。
6. 教育研修事業に関する国内外関連機関などとの連絡及び協調。
7. その他本法人の目的を達成するために必要な事業。

第2条 定義

本規約において使用する用語の定義を以下の通りに定める

1. 「オンライン講座」
会員のスキル向上のため本法人がオンライン上で実施する講座。
2. 「集合・オンライン統合型プラットフォーム」
株式会社ネットラーニングが提供し、会員が利用するオンライン講義配信システム。
3. 「オンライン講座」と「集合・オンライン統合型プラットフォーム」を合わせて、本サービスという。

第2章 会員と会員種別

第3条 会員

教育・研修・学習を振興することを目的とし、その目的に資することに関心を持ち、本法人の目的に賛同して、所定の手続きによる入会申し込みを行い、本法人の承認を得た個人又は団体を会員とする。

第4条 会員種別

会員には以下の種別を設ける。

1. 正会員は、本法人の目的に賛同し、本法人の議決権を持つ会員である。
2. 賛助会員は、本法人の議決権を持たないが、本法人の設立趣旨に賛同し、その研究や普及に関する活動に参加する会員である。
3. 講師会員は、教育・研修の講師として入会を認められた会員である。講師会員の組織・活動・経費の負担などは、別に「講師会員規定」に定める。

第5条 会員種別の変更

会員種別は、所定の手続きにより変更することができる。

第3章 入会

第6条 入会審査

前条で定める会員の申し込みを本法人が受領したのち、法人が定める審査基準ならびに審査プロセスに則り審査委員会が入会審査を行う。以下の各項目にもとづく審査の結果、本法人が入会を承認しない場合がある。

1. 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
2. 過去に本法人から資格を取り消されたことがある場合。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者である場合。
4. その他、本法人が入会審査基準と照らし合わせ、不適當な事由があると判断した場合。

第7条 入会手続き

審査委員会で審査後、入会承認された個人又は団体は、所定の入会手続きと入会金・会費の納入をおこなって会員となる。

第8条 入会費および年会費

1. 会員は本条に定めるところに従い、入会費及び年会費（以下「会費」という）を支払わなければならない。
2. 年会費の始期は入会審査を経て通知された入会日より1年間とする。
3. 会費は本法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
4. 会費の額は、付表1に掲げるとおりとする。
5. 会員がすでに納入した入会金・年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

6. とくに申し出がない場合には、会員は本法人の更新審査を経て、次年度も年会費を支払うことにより会員資格を継続することとする。

付表 1

会員種別	年会費
正会員	1口1万円
賛助会員	賛助会員ご希望の方はお問合せください。

いずれも消費税別。

第4章 変更・休会・退会

第9条 変更の届出

1. 会員は、その法人名又は個人名、担当者氏名、住所、および連絡先等について、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 本法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わない。

第10条 休会

会員は、1年を限度に休会することができる。1年を超えた場合は新たに入会手続きを行わなければならない。

第11条 退会

会員が退会をしようとする時は、1か月前に所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。残存期間の会費は返金しない。

第12条 除名

1. 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、本法人は審査委員会の決定により当該会員を除名することができる。
 - (1) 法もしくは法に基づく命令に違反し、もしくはこれらに基づく処分を受けたとき。または法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名したときは、本法人は当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。残存期間の会費は、返金しない。

第13条 会員の資格喪失

会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。残存期間の会費は返金しない。

1. 会費の納入されなかったとき。
2. 全ての正会員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき。

第5章 会員の権利と義務

第14条 会員の権利及び特典

会員は、以下に掲げる権利を有する。

1. 本法人が主催・公認するイベント・各種講座・講演の受講費の割引あるいは費用の免除が適用される。ただし一会員からの参加者人数は上限が設定されることがある。
2. 会員専用ウェブサイトでの情報提供やメールによる定期的情報提供を受けることができる。
3. 本サービスを利用できる。

第15条 会員の義務

1. 会員は、本規約、本法人の定款ならびにその他本法人が定める規約、本法人との間で合意をした約定を遵守する。
2. 会員は、年会費を納付する。年会費は付表1に掲げるとおりとする。
3. 会員は、本法人の調査研究活動、アンケート、イベント告知等依頼事項について、可能な範囲で積極的に対応する。

第16条 会員資格の喪失にともなう権利及び義務

会員がその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

第6章 本会員規約の追加・変更

第17条 規約の追加・変更

本法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本法人のホームページ等への掲載により会員に事前に通知のうえ、本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は付則記載日から有効とする。

第7章 個人情報の取り扱い

第18条 個人情報

1. 本法人は、以下の情報を個人情報として取扱います。
 - (1) 氏名、法人名、所属部署、Eメールアドレス等、本サービスを利用するにあたり必要となる会員の登録情報。
 - (2) 会員の利用サービスの内容、およびその料金の請求等の取引に関する情報。
 - (3) 本サービスを利用するために本法人が会員、または受領者に付与したIDおよびパスワード。
 - (4) 本サービスを利用する過程で記録された、会員のログイン、ログアウト等の情報、および学習の成績や資格情報等。
 - (5) その他、電子メール、電話、FAX、手紙等により、本法人との間でなされた問い合わせや申し込み等の情報、およびそれに対する本法人からの回答や対応等の情報において個人情報に該当する情報。
2. 本法人、前項以外の個人情報の提供は受けないものとします。

第19条 個人情報の使用

1. 本法人は、前条に規定する個人情報を、以下の目的のために使用することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するため。
 - (2) 本サービスの利用料金の請求等や問い合わせ等、本法人のサービス提供に付帯する業務を遂行するため。
 - (3) 本法人のサービス利用動向の調査および分析のため。
 - (4) 本法人の新しいサービスの研究または開発をするため。
2. 本法人は、前項の利用範囲において本法人の業務委託先である株式会社ネットラーニングに個人情報の取り扱いを委託します。
3. 本法人は、1項および2項の規定の適用を妨げることなく、以下の項目に該当する場合を除き、前条で規定される個人情報を第三者に開示しないものとします。
 - (1) 会員および受領者が情報開示について別途同意している場合。
 - (2) 1項の利用目的の達成のために、第三者と共同または委託により情報を取扱う場合。
 - (3) 事業譲渡、分社等により営業資産の一部として、個人情報を第三者に引き継ぐ場合。
 - (4) 個人情報を特定の第三者との間で相互に利用する場合であって、あらかじめその利用目的および特定の第三者についてあらかじめ通知され、または公表されている場合。
 - (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など。
4. 個人情報の取り扱いに関しては、本約款の規定のほか、本法人の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いに従います。

第8章 その他

第20条 免責および損害賠償

1. 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採択・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。
2. 会員間の問題に関して、本法人は一切の責任を負わないものとする。
3. 本法人は、次の各号の一に該当する場合、会員に事前に通知することなく一時的に会員サービスを中断することができるものとする。この場合、本法人は必要に応じて、事後に会員に通知するものとする。
 - (1) 法人が提供する各種サービスの、必要に応じた緊急メンテナンスを行う場合。
 - (2) 火災、停電等により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (4) 疫病、伝染病の蔓延により運営業務の提供ができなくなった場合。
 - (5) 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により運営業務の提供ができなくなった場合。

第21条 条項などの無効

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第22条 管轄裁判所

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第23条 協議事項

本規約の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上、本法人の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

付則

本会員規約は、2021年4月1日より施行する。

以上